

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

キューピー株式会社

代表取締役社長 鈴木 豊

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年2月19日（木曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年2月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールA
（昨年とは会場が異なりますので、お間違えのないようご注意願います。
末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第96期（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件

以上

- ~~~~~
- ・例年開会間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
（午前9時受付開始）
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kewpie.co.jp/company/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰などにより原資材価格が引き続き上昇したことに加え、9月以降に発生した米欧発の金融危機の影響から景気は更に減速し、企業収益や個人消費などが極めて厳しい状況で推移いたしました。

このような中、当社グループ(当社、連結子会社および持分法適用関連会社)は中期経営計画の2年目をスタートし、独自技術を活かした付加価値の高い商品の開発強化、サラダの主菜化などの新しい食シーンの提案に努めるとともに、グループコストの低減を進めております。

売上高については、4,739億51百万円と前期比59億45百万円(1.3%)の増収となりました。

利益面では、原資材のグループ一括購入や生産歩留りの改善などに努めたほか、販売促進費の低減を進めましたが、食油を中心としたコストの大幅な上昇を吸収するには至らず、営業利益は前期比17億88百万円(△11.3%)減の140億36百万円、経常利益が前期比16億52百万円(△10.4%)減の141億84百万円となりました。当期純利益は、海外の乾燥肉事業の売却などから77億21百万円と前期比3億93百万円(5.4%)の増益となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、以下のとおりであります。

<食品事業>

食品業界においては、安全・安心へ取り組む姿勢に消費者のより厳しい視線が注がれる一方で、原資材価格が高値で推移する環境となりました。

このような状況の中、当社グループは食品事業においては、グループが連携してサラダの主菜化戦略の更なる推進を図ったほか、健康ニーズに対応する商品や付加価値の高い商品の拡大に注力しました。

主要原料の購買面では、穀物価格の影響などから下期に食油価格が急騰し、鶏卵価格も予想を上回る高い水準で値動きしました。

それらの結果、食品事業の売上高は3,779億9百万円と前期比20億68百万円(0.6%)の増収、営業利益については、前期比16億64百万円(△9.4%)減の160億5百万円となりました。

食品事業における商品分類別の業績は、次のとおりであります。

①調味料・加工食品

8月出荷分からのマヨネーズおよびドレッシング類の価格改定により、売上げ数量は減少しましたが、健康訴求タイプを中心にマヨネーズが好調だったほか、サラダの主菜化戦略や値ごろ感のある小容量商品を充実させ需要の拡大に努めました。また、輸入食品への不安を背景に、国産の「アヲハタ 十勝コーン」などが伸長しました。それらに加え、ドレッシングが発売50

周年を迎え、8月に発売した「すりおろしオニオンドレッシング」が好評でした。

売上高は1,776億45百万円と前期比3億68百万円(0.2%)の増収となりました。

②健康機能

機能面で差別化したヒアルロン酸が食品・化粧品用途において大幅に伸長したことに加え、幅広い年代の健康ニーズに対応するため、アレルギーに配慮した育児食(5大アレルゲン不使用など)の拡充や介護食の通信販売での新規顧客の獲得などの展開を図りました。

売上高は181億72百万円と前期比6億77百万円(3.9%)の増収となりました。

③タマゴ

エクセルエッグ(生に近い機能を持つ殺菌液卵)などの機能性液卵が売上げを伸ばしたほか、「メレンゲベース」など独自技術を活かした新商品を発売しました。また、乳化・焼成技術(とろっと技術、ふんわり技術など)を活かした高付加価値商品も好調に推移しました。

売上高は883億15百万円と前期比34億76百万円(4.1%)の増収となりました。

④サラダ・惣菜

全国での生産体制を確立したカット野菜の取扱い店舗数が1万店を超え、健康訴求商品(「ハーフ」を用いた低カロリーサラダや多品目の野菜を使用したサラダなど)が引き続き好調だったものの、仕入販売商品数を絞っていることの影響が出ました。

売上高は前期比24億53百万円(△2.5%)減の937億75百万円となりました。

<物流事業>

食品物流業界においては、燃料価格の高騰に加え、加工食品の出荷が低迷するなど厳しい経営環境で推移いたしました。

このような情勢の下、当社グループの物流事業は、流通業者を主な顧客とする専用物流やキューソースルー便が新規顧客の獲得により拡大したものの、食品メーカーを主な顧客とする共同物流は伸び悩みました。

以上の結果、物流事業の売上高は960億41百万円と前期比38億77百万円(4.2%)の増収となりました。営業利益については、運送の中継コストの削減や倉庫作業支援システムなどの運用による作業の効率化を推し進めましたが、想定を上回る燃料価格の上昇や合理化改善策の遅れもあり前期比2億64百万円(△12.1%)減の19億25百万円となりました。

項 目 \ 期 別	第 95 期 (平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)	第 96 期 (平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで)	前連結会計年度比 増 減 額	前連結会計年度比 増 減 率
食 品 事 業	375,841 ^{百万円}	377,909 ^{百万円}	2,068 ^{百万円}	0.6 %
調味料・加工食品	177,277	177,645	368	0.2
健 康 機 能	17,495	18,172	677	3.9
タ マ ゴ	84,839	88,315	3,476	4.1
サ ラ ダ ・ 惣 菜	96,228	93,775	△2,453	△2.5
物 流 事 業	92,164	96,041	3,877	4.2
合 計	468,006	473,951	5,945	1.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は130億91百万円であります。

食品事業における設備投資の総額は97億80百万円であり、その主なものは製造設備の取得（キューピー株式会社）であります。

物流事業における設備投資の総額は31億51百万円であり、その主なものは倉庫の新築（株式会社キューソー流通システム）であります。

(3) 資金調達の状況

食品事業においては、特に記載すべき事項はありません。

物流事業においては、株式会社キューソー流通システムが運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額60億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。

(4) 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、平成18年12月1日から平成21年11月30日までの3年間を対象とする中期経営計画を策定しております。この中期経営計画では、「利益体質の強化と成長分野へのシフト」を基本戦略に定めております。この基本戦略にグループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

①中期経営計画の基本戦略

利益体質の強化	成長分野へのシフト
①利益構造の改革と健康機能事業の創設 ②技術立社の推進 ③グループコストの低減	①健康ニーズへの対応 ②Food service市場での展開を強化 ③海外での拡大を推進

②目標達成に向けた事業別の戦略

事業区分	事業戦略
調味料・加工食品	健康ニーズへの対応と、Food service市場へのシフトを加速 ①健康ニーズ対応食品を拡充 ②Food service市場への展開を強化 ③サラダ調味料合計で拡大
健康機能	独自技術と科学的根拠に基づいた健康機能を国内外へ提供 ①販路の拡大 ・在宅医療向け専門通販の本格化 ・アジア市場への進出 ・欧米への輸出拡大 ②商品力の拡充 ・腎臓病食・糖尿病食の拡充 ・高機能ヒアルロン酸・植物ステロール複合体を拡大 ・育児食は「アレルギー配慮」中心へ
タマゴ	強化された体質をベースに、販路拡大と商品力拡充に注力 ①販路の拡大 ②技術による差別化を加速 ③健康ニーズへの挑戦
サラダ・惣菜	提案力の強化と合理化で、利益を拡大 ①メニュー開発力の強化 ②健康ニーズへの対応を促進 ③新領域への挑戦 ④生産性の向上を推進
物流システム	機能・品質の向上で、売上・利益を拡大 ①機能・品質の拡充 ②低コストオペレーションの推進 ③求貨求車情報システムの事業化 ④新規分野への進出

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

期 別 項 目	第 93 期 (平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで)	第 94 期 (平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで)	第 95 期 (平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)	第 96 期 (平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで)
売 上 高	455,007 ^{百万円}	456,067	468,006	473,951
経 常 利 益	12,829 ^{百万円}	14,262	15,836	14,184
当 期 純 利 益	5,465 ^{百万円}	6,071	7,328	7,721
1株当たり当期純利益	35.25 ^円	39.66	47.96	50.77
総 資 産 額	265,724 ^{百万円}	290,186	292,823	291,792
純 資 産 額	132,412 ^{百万円}	156,217	161,140	163,580
1株当たり純資産額	865.32 ^円	896.69	925.46	941.79

(注) 第94期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
デリア食品(株)	50百万円	100.0 %	サラダ、惣菜等の製造販売
キューピー醸造(株)	450	88.0	食酢等の製造販売
キューピータマゴ(株)	350	88.0	液卵、凍結卵、茹卵等の製造販売
(株)カナエフーズ	50	88.0	タマゴスブレッド、厚焼卵、錦糸卵等の卵加工品の製造販売
(株)全農・キューピー・エツグステーション	105	51.4	乾燥卵、液卵等の製造販売
コープ食品(株)	250	51.0	瓶缶詰・レトルト食品等の製造販売
(株)キューソー流通システム	4,063	44.8 [5.8]	食品の運送および保管
KIFUKI U. S. A. CO., INC.	7.1米ドル	100.0	米国関係会社の株式保有および統轄管理

(注) 議決権比率は、直接および間接所有の合計であります。なお、[]内は緊密な者または同意している者の議決権比率であり、外数で記載しております。

(7) 主要な事業内容（平成20年11月30日現在）

事業セグメント	区 分	主要な商品または役務
食 品 事 業	調 味 料 ・ 加 工 食 品	マヨネーズ、ドレッシング、ピネガー、ジャム、パスタソース、おかゆ、スイートコーン、その他
	健 康 機 能	ベビーフード、ヘルスフード、介護食、ファインケミカル製品（ヒアルロン酸等）、その他
	タ マ ゴ	液卵、凍結卵、茹卵、乾燥卵、タマゴスブレッド、厚焼卵、錦糸卵、その他
	サ ラ ダ ・ 惣 菜	フレッシュサラダ、ロングライフサラダ、カット野菜、冷凍野菜、惣菜、フライ類、その他
物 流 事 業		食品の運送・保管、その他

(8) 主要な事業所（平成20年11月30日現在）

①当社の事業所

本 社 東京都渋谷区

支 店 札幌、仙台、関東（東京都）、東京、横浜、名古屋、大阪、高松、広島、福岡

営業所 青森、盛岡、山形、郡山、宇都宮、水戸、前橋、新潟、松本、東東京（千葉県）、西東京（東京都）、さいたま、静岡、金沢、京都、神戸、松山、高知、岡山、南九州（鹿児島県）、那覇

工 場 階上（青森県）、五霞（茨城県）、仙川（東京都）、中河原（東京都）、富士吉田（山梨県）、挙母（愛知県）、伊丹（兵庫県）、泉佐野（大阪府）、鳥栖（佐賀県）

②主要な子会社の事業所

	本社所在地	事 業 所
デリア食品(株)	(東京都府中市)	本社 1 営業部 6 支店
キューピー醸造(株)	(東京都府中市)	本社 9 営業所 3 工場
キューピータマゴ(株)	(東京都調布市)	本社 16 営業所 17 工場 2 事業所
(株)カナエフーズ	(東京都府中市)	本社 9 工場
㈱全農・キューピー・エツグステーション	(茨城県五霞町)	本社 5 工場
コープ食品(株)	(東京都渋谷区)	本社 2 工場
(株)キューソー流通システム	(東京都調布市)	本社 10 事業部 65 営業所 8 駐在所

(9) 使用人の状況（平成20年11月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
食品事業	6,987	279（増）
物流事業	2,296	119（増）
合 計	9,283	398（増）

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者が期中平均で食品事業7,500名、物流事業795名の計8,295名おります。

②当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	1,472	26 (増)	40.9	15.6
女 性	1,137	65 (増)	29.1	6.2
合計または平均	2,609	91 (増)	35.8	11.5

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含む）であります。

2. 上記のほか、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトおよび季節社員）が期中平均で男性267名、女性599名の計866名おります。

(10) 主要な借入先および借入額（平成20年11月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,030 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,750
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,200
農 林 中 央 金 庫	784

2. 会社の株式に関する事項（平成20年11月30日現在）

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 155,464,515株 |
| (3) 株主数 | 89,286名（前事業年度末比 591名減） |
| (4) 大株主の状況 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
株式会社 中島 董 商店	26,371 ^{千株}	17.4 %
株式会社 董 花	4,872	3.2
みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	4,585	3.0
財団法人 旗 影 会	4,251	2.8
全国共済農業協同組合連合会	4,224	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,040	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3,927	2.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,408	2.2
株式会社 三井住友銀行	3,208	2.1
日本生命保険相互会社	3,132	2.0

- (注) 1. みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託の持株数4,585千株は、株式会社みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。
2. 上記のほか、当社が自己株式3,677千株を所有しております。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成20年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	鈴木 豊	
常務取締役	中島 周	社会・環境推進室長、CSR、コンプライアンスおよび監査室担当
常務取締役	佐々木 克彦	管理本部長、経営企画室および法務・知的財産室担当、KIFUKI U. S. A. CO., INC. 取締役社長
常務取締役	奥村 明男	調味料・加工食品事業、営業、海外事業部および中国担当
常務取締役	小澤 貢	タマゴ事業担当
取締役	島 家 時	広報室長
取締役	長谷川 峯 夫	研究所長、品質保証本部担当
取締役	遠藤 貢	商品開発本部長
取締役	三宅 峰三郎	広域営業本部長
取締役	橘 英 文	人事本部長
取締役	佐藤 重 郎	サラダ・惣菜事業担当
取締役	好村 博	営業統括兼家庭用本部長
取締役	竹村 茂 樹	健康機能事業およびファインケミカル本部担当
取締役	勝山 忠 昭	生産本部長および生産担当
取締役	石川 邦 昭	㈱中島董商店取締役社長、Q&B FOODS, INC. 取締役会長
監査役	平栗 康 夫	常勤
監査役	池田 則 生	常勤
監査役	石黒 俊一郎	㈱中島董商店取締役
監査役	坂井 一 郎	弁護士
監査役	坂本 導 聰	

- (注) 1. 平成20年2月22日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、畑中凱夫、建部俊正および山上英信の3氏は任期満了により取締役を退任し、新たに佐藤重郎、好村 博、竹村茂樹および勝山忠昭の4氏が取締役に就任しております。
また、同日付にて取締役小澤 貢氏は常務取締役に就任しております。
2. 平成20年2月22日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、村中 修氏は任期満了により監査役を退任し、新たに池田則生および坂本導聰の両氏が監査役に就任しております。

3. 監査役石黒俊一郎、坂井一郎および坂本導聰の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役池田則生氏は、当社および連結子会社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役石黒俊一郎氏は、株式会社中島董商店の経理部門における責任者としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役坂井一郎氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役坂本導聰氏は、財務省（旧大蔵省）における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外監査役)	18	261	6 (3)	67 (22)
当事業年度に係る賞与	14	37	—	—
合 計	—	298	—	67

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第82回定時株主総会において、使用人分給与を含まず月額35百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年2月25日開催の第81回定時株主総会において、月額8百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の株主総会決議に基づく報酬には、第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名への支給を含んでおります。
4. 上記の当事業年度に係る賞与は、本総会において第3号議案「取締役賞与支給の件」を承認いただくことを条件として支払う予定の額であります。
5. 上記の支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）が1億19百万円あります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

区 分	氏 名	兼職先会社名および兼職の内容
社 外 監 査 役	石 黒 俊 一 郎	(株)中島董商店取締役
社 外 監 査 役	坂 井 一 郎	東レ(株)社外監査役、マツダ(株)社外監査役

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	石 黒 俊 一 郎	当事業年度の12回のうち9回の取締役会に出席するとともに、12回のうち9回の監査役会に出席し、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に株主代表の立場から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	坂 井 一 郎	当事業年度の12回のうち11回の取締役会に出席するとともに、12回のうち11回の監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、主に弁護士としての専門的見地から、経営全般に対する助言、意見を述べております。
社 外 監 査 役	坂 本 導 聰	平成20年2月に就任後、全て（10回）の取締役会に出席するとともに、全て（10回）の監査役会に出席のほか、主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、高度の専門知識および幅広い見識に基づいた経営全般に対する助言、意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役3名は、会社法第427条第1項および当社定款第39条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、株式会社キューソー流通システムは当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査（会社法および金融商品取引法の規定による）を受けております。
2. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。
4. 金額には消費税等を含めておりません。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価等についての助言業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることとする。

(2) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年に亘り役職員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成して来たのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社 是)

楽業偕悦

(社 訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

- ②当社は、取締役、従業員が、法令・定款および当社の創業の精神・経営理念を遵守した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、グループ倫理行動規範を定め、公開しており、取締役はこれらを遵守する義務を負う。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い文書または電磁情報により、管理本部担当の取締役が適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行う。

- ②取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁情報を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社のリスクに関しては代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理する。
- ② 監査室は、品質・環境・安全などの自主監査スタッフと連携し各部署の日常的なリスク管理状況を監査し、定期的にリスクマネジメント委員会、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告するとともに、社内でのリスク管理体制整備の進捗状況を報告する。
- ③ リスク管理規程に基づき、危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各事業部門の責任者を代表取締役社長が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、効率的で迅速な業務執行を行う。
- ② 取締役会の決議に基づく業務執行については、決裁報告手続表において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。
- ③ 具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役社長の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、意思決定と機動的な業務執行を図る。

(6) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是・社訓を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンスマニュアルの整備や従業員教育などを行う。こうした活動はコンプライアンス担当役員が定期的に取締役会および監査役会に報告する。
- ② コンプライアンス委員会の下に公益通報者保護に対応した内部通報体制として、社外の弁護士、第三者機関などを情報受領者とする「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(7) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、めざす姿として「一人ひとりのお客様に、最も信頼され、親しまれるグループをめざします」とのグループの経営理念を定め、また、倫理行動規範を共通のものにするとともに、グループ経営推進会議において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有化する。業務執行においては、「グループ決裁手続表」に基づいて子会社経営の管理を行う。
- ②当社の子会社は、毎月、当社の取締役に対して業績および経営上のリスクについて報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、当社代表取締役社長が指定する役職員に報告する。
- ③当社のリスクマネジメント委員会には子会社の代表者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについてもグループ会社をも対象とする。
- ④当社ならびに当社の子会社は、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。
- ⑤当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、担当部門、グループ各社の監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。
- ⑥当社の子会社である株式会社キューソー流通システムについては、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所一部上場企業であることや業種が異なることに鑑み、同社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また、監査役会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた監査室所属の職員は、その内部監査に関して、監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人は、独立性の確保のために取締役からの指揮命令を受けない。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。

②前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- ・株主総会に付議される決議議案の内容
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社の子会社および関連会社の監査役、監査室および自主監査スタッフの活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用および通報内容

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人からヒアリングする機会を持つとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の機会を持つ。

②リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関与する委員会、監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への適切な利益還元を経営の重要方針としており、安定配当を継続するとともに株式分割や自己株式の消却も適宜実施してまいりました。

株主還元では配当金を最優先に位置づけており、今後も安定した配当を旨としつつ、長期的に着実な増配をめざしてまいります。

配当金は自己資本配当率（DOE）を基本に、配当性向や将来の資金需要なども考慮して決定することとし、自己資本配当率1.5%以上、配当性向25%以上（いずれも連結ベース）を維持することを原則といたします。

また、財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実にも努めており、内部留保資金につきましては、中長期的な視野に立った設備投資や研究開発投資、競争力強化のための合理化投資などに充当していく所存であります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり8円とさせていただきます。8月に実施した中間配当金7円とあわせまして、年間配当金は1株当たり15円となります。

これにより、自己資本配当率は1.6%、配当性向は29.5%となります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様への判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものものないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのには、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

① グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成19年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「利益体質の強化と成長分野へのシフト」を基本戦略と定め、「利益体質の強化」では、(i) 利益構造の改革と健康機能事業の創設、(ii) 技術立社の推進および(iii) グループコストの低減を、「成長分野へのシフト」では、(i) 健康ニーズへの対応、(ii) Food service市場での展開を強化および(iii) 海外での拡大を推進、をその内容として掲げております。これらの基本戦略を実現するためには、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

② コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度等を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、平成19年2月23日開催の第94回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、当社は、監査体制の一層の充実強化を図るため、第95回定時株主総会において社外監査役を1名増員いたしました。

(ロ) 上記(2)(イ)の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

上記(2)(イ)①および②の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

(イ) 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年2月22日開催の当社第95回定時株主総会の承認をもって、大量買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の採用を決定し、本対応方針は、第95回定時株主総会において承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

① 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

② 大量買付ルールの内容

当社は、（i）大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、（ii）原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）が経過した後のみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、（iii）独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて（iv）株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

③ 大量買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もともと、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(iii) 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当その他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当を選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないことなどを新株予約権の条件として定めます。

(iv) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

④ 株主・投資家に与える影響等

(i) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(ii) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(iii) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は当該新株予約権無償割当てにかかる基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。したがって、新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認下さい。

⑤ 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、第95回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた平成20年2月22日から発効し、本対応方針の有効期限は、平成23年2月28日までに開催される第98回定時株主総会の終結の時までとします。

(ロ) 上記 (3) (イ) の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 (1) 「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様のご承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしています。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額、持株数および議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	125,607	流動負債	101,431
現金及び預金	25,260	支払手形及び買掛金	49,160
受取手形及び売掛金	71,476	短期借入金	16,067
有価証券	5,000	1年以内に償還予定の社債	10,000
たな卸資産	18,432	未払金	15,022
繰延税金資産	1,595	未払法人税等	1,744
その他の流動資産	4,307	繰延税金負債	16
貸倒引当金	△ 464	売上割戻引当金	692
固定資産	166,184	賞与引当金	764
有形固定資産	118,170	役員賞与引当金	53
建物及び構築物	121,303	その他の流動負債	7,908
機械装置及び運搬具	121,966	固定負債	26,779
土地	40,305	社債	500
建設仮勘定	2,280	長期借入金	13,977
その他の有形固定資産	8,178	繰延税金負債	7,527
減価償却累計額	△175,864	退職給付引当金	2,304
無形固定資産	2,246	役員退任慰労引当金	147
ソフトウェア	1,827	その他の固定負債	2,322
その他の無形固定資産	418	負債合計	128,211
投資その他の資産	45,768	(純資産の部)	
投資有価証券	17,683	株主資本	144,212
前払年金費用	17,673	資本金	24,104
繰延税金資産	596	資本剰余金	29,432
その他の投資その他の資産	9,982	利益剰余金	94,480
貸倒引当金	△ 166	自己株式	△ 3,804
資産合計	291,792	評価・換算差額等	△ 1,307
		その他有価証券評価差額金	1,288
		繰延ヘッジ損益	△ 74
		為替換算調整勘定	△ 2,522
		少数株主持分	20,675
		純資産合計	163,580
		負債純資産合計	291,792

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	473,951
売上原価	367,285
売上総利益	106,665
販売費及び一般管理費	92,629
営業利益	14,036
営業外収益	1,310
受取利息及び配当金	713
持分法による投資利益	89
その他	508
営業外費用	1,162
支払利息	685
その他	476
経常利益	14,184
特別利益	1,488
固定資産売却益	230
投資有価証券売却益	174
関係会社株式売却益	985
その他	98
特別損失	1,795
固定資産売却損及び除却損	774
投資有価証券評価損	404
その他	616
税金等調整前当期純利益	13,876
法人税、住民税及び事業税	3,680
法人税等調整額	1,607
少数株主利益	867
当期純利益	7,721

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年11月30日残高	24,104	29,432	88,786	△ 2,655	139,667
連結会計年度中の変動額					
連結子会社の増加に伴う利益剰余金の増加			104		104
剰余金の配当			△ 2,132		△ 2,132
当期純利益			7,721		7,721
自己株式の取得				△ 1,148	△ 1,148
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,693	△ 1,148	4,544
平成20年11月30日残高	24,104	29,432	94,480	△ 3,804	144,212

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年11月30日残高	3,416	105	△ 1,790	1,731	19,741	161,140
連結会計年度中の変動額						
連結子会社の増加に伴う利益剰余金の増加						104
剰余金の配当						△ 2,132
当期純利益						7,721
自己株式の取得						△ 1,148
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 2,127	△ 179	△ 731	△ 3,038	934	△ 2,104
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,127	△ 179	△ 731	△ 3,038	934	2,440
平成20年11月30日残高	1,288	△ 74	△ 2,522	△ 1,307	20,675	163,580

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は46社であります。主要な連結子会社は、(株)キューソー流通システム、キューピータマゴ(株)、デリア食品(株)、(株)カナエフーズおよび(株)全農・キューピー・エツグステーションであります。当連結会計年度において、重要性が増したことにより連結の範囲に含めることとなった、キューソーサービス(株)、ケイ物流(株)の2社を追加し、株式の全部売却により連結の範囲から除外することとなった、HENNINGSEN NEDERLAND B.V. 1社が減少しております。

非連結子会社は19社であり、主要な非連結子会社は、(株)キューソーエルブラン、大阪サンエー物流(株)であります。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結総資産、連結売上高、連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は6社であります。主要な持分法適用の関連会社はアヲハタ(株)、サミット製油(株)であります。持分法を適用していない非連結子会社(株)キューソーエルブラン他18社)および関連会社(Thai Q.P.Co.,Ltd.他7社)については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額が、いずれも連結当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため原価法によっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司の決算日は12月31日であり、KIFUKI U.S.A.CO.,INC.、Q&B FOODS,INC.、HENNINGSEN FOODS,INC. および HENNINGSEN FOODS,NETHERLANDS INC.の決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、北京丘比食品有限公司および杭州丘比食品有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、KIFUKI U.S.A.CO.,INC.、Q&B FOODS,INC.、HENNINGSEN FOODS,INC.およびHENNINGSEN FOODS,NETHERLANDS INC.については決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、10月1日から11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

①満期保有目的の債券は、償却原価法(定額法)によっております。

②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(ii) デリバティブ

時価法によっております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

(ハ) たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品および貯蔵品は主として原価法による月別移動平均法により、連産品の一部は原価法による売価還元総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

下記の資産を除き、主として定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数および残存価額については、主として法人税法の定めと同一の基準によっております。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益が619百万円減少し、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ620百万円減少しております。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 売上割戻引当金

当連結会計年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し各会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(ニ) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(ホ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の子会社においては簡便法を適用しております。各連結会計年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10～13年）による定額法により、それぞれの発生連結会計年度から処理しております。

また、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年、ただし㈱キューソー流通システムのみ10～13年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から処理しております。当社グループの退職給付制度は、確定給付企業年金制度（基金型および規約型）および退職一時金制度を採用しております。

(ハ) 役員退任慰労引当金

連結子会社㈱カナエフーズ他13社は、役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

（追加情報）

当社および連結子会社キュービータマゴ㈱、デリア食品㈱、㈱ケイパック、㈱サラダクラブ、㈱菜華は、従来、役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退任慰労引当金として計上しておりましたが、平成19年11月以後開催された各社の取締役会において、平成20年2月以後開催の各社の定時（または臨時）株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退任慰労金制度を廃止することを決議するとともに、平成20年2月以後開催の各社の定時（または臨時）株主総会において、取締役および監査役の退任時に、退任慰労金制度廃止日までの在任期間に応じた役員退任慰労金を支給することを決議しました。これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退任慰労金相当額の当連結会計年度末残高合計451百万円を固定負債の「その他の固定負債」として計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

開業費については5年で均等償却しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引、原油スワップ取引、原油カラー取引および金利スワップ取引であります。

(ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引、軽油、重油の予定購入取引および借入金の利息であります。

(ニ) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、軽油、原油価格の市場価格変動リスクを回避する目的で原油スワップ取引および原油カラー取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(ホ) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末において投資その他の資産の「その他の投資その他の資産」に含めて表示していた「前払年金費用」は、重要性が増加したため、当連結会計年度末から区分掲記することに変更しました。なお、前連結会計年度末における「前払年金費用」の金額は14,107百万円であります。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

僅少なものは発生時の損益として処理しておりますが、重要なのれん及び負ののれんは5年間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額 (簿価)	有形固定資産	8,991百万円
	計	8,991百万円
上記担保に対応する債務	短期借入金	1,489百万円
	長期借入金	2,762百万円
	計	4,252百万円

2. 偶発債務

保証債務	807百万円
------	--------

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
前連結会計年度末株式数	155,464,515株	2,676,952株
当連結会計年度増加株式数	—	1,049,499株
当連結会計年度減少株式数	—	—
当連結会計年度末株式数	155,464,515株	3,726,451株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき取得した1,042,100株および単元未満株式の取得による7,399株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(イ) 平成20年1月11日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,069,858,972円
- ②1株当たり配当額 7円00銭
- ③基準日 平成19年11月30日
- ④効力発生日 平成20年2月25日

(ロ) 平成20年7月9日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,062,548,900円
- ②1株当たり配当額 7円00銭
- ③基準日 平成20年5月31日
- ④効力発生日 平成20年8月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成21年1月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,214,299,976円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 8円00銭
- ④基準日 平成20年11月30日
- ⑤効力発生日 平成21年2月23日

IV. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

941.79円

1株当たり当期純利益

50.77円

V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成20年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,365	流動負債	64,366
現金及び預金	19,224	買掛金	28,002
受取手形	576	短期借入金	11,430
売掛金	40,717	1年以内に償還予定の社債	10,000
有価証券	5,000	未払金	9,945
商品	2,735	未払法人税等	18
製品	3,915	未払費用	3,708
原材料	2,401	売上割戻引当金	692
仕掛品及び貯蔵品	313	賞与引当金	315
短期貸付金	15,463	役員賞与引当金	37
繰延税金資産	698	その他の流動負債	215
その他の流動資産	3,101	固定負債	22,063
貸倒引当金	△ 1,784	長期借入金	10,520
固定資産	112,184	繰延税金負債	6,176
有形固定資産	61,268	預り保証金	4,799
建物	25,690	その他の固定負債	566
構築物	1,853	負債合計	86,429
機械装置	13,603	(純資産の部)	
車両運搬具	8	株主資本	117,158
工具器具備品	575	資本金	24,104
土地	17,301	資本剰余金	29,432
建設仮勘定	2,235	資本準備金	29,418
無形固定資産	1,170	その他資本剰余金	14
電話加入権	87	利益剰余金	67,412
ソフトウェア	987	利益準備金	3,115
その他の無形固定資産	96	その他利益剰余金	64,297
投資その他の資産	49,745	特別償却準備金	20
投資有価証券	11,290	買換資産圧縮記帳積立金	2,300
関係会社株式・出資金	20,965	別途積立金	58,400
長期貸付金	63	繰越利益剰余金	3,576
前払年金費用	13,768	自己株式	△ 3,791
長期前払費用	359	評価・換算差額等	961
差入保証金	1,480	その他有価証券評価差額金	1,019
その他の投資その他の資産	1,882	繰延ヘッジ損益	△ 57
貸倒引当金	△ 65	純資産合計	118,120
資産合計	204,549	負債純資産合計	204,549

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	235,383
売 上 原 価	167,604
売 上 総 利 益	67,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	62,355
営 業 利 益	5,424
営 業 外 収 益	1,766
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,361
そ の 他	404
営 業 外 費 用	704
支 払 利 息	316
そ の 他	388
経 常 利 益	6,485
特 別 利 益	321
固 定 資 産 売 却 益	206
そ の 他	115
特 別 損 失	1,612
固 定 資 産 除 却 損	655
投 資 有 価 証 券 評 価 損	355
そ の 他	601
税 引 前 当 期 純 利 益	5,193
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	417
法 人 税 等 調 整 額	1,216
当 期 純 利 益	3,560

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資本剰余金			利 益 剰 余 金							
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					特別償却 準備金	買換資産 圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年11月30日残高	24,104	29,418	14	3,115	26	2,257	57,300	3,285	△ 2,642	116,879	
事業年度中の変動額											
その他利益剰余金の積立					5	97	1,100	△ 1,202		-	
その他利益剰余金の取崩					△ 11	△ 54		65		-	
剰余金の配当								△ 2,132		△ 2,132	
当期純利益								3,560		3,560	
自己株式の取得									△ 1,148	△ 1,148	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 6	43	1,100	290	△ 1,148	279	
平成20年11月30日残高	24,104	29,418	14	3,115	20	2,300	58,400	3,576	△ 3,791	117,158	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年11月30日残高	3,019	△ 28	2,991	119,870
事業年度中の変動額				
その他利益剰余金の積立				-
その他利益剰余金の取崩				-
剰余金の配当				△ 2,132
当期純利益				3,560
自己株式の取得				△ 1,148
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△ 2,000	△ 28	△ 2,029	△ 2,029
事業年度中の変動額合計	△ 2,000	△ 28	△ 2,029	△ 1,749
平成20年11月30日残高	1,019	△ 57	961	118,120

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

3. たな卸資産

(1) 評価基準

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品は、原価法によっております。

(2) 評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品は、月別移動平均法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

下記の資産を除き、定率法によっております。

建物のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

耐用年数および残存価額については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ393百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 売上割戻引当金

当事業年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給対象期間基準を基礎とし、将来の支給見込額を加味して計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

各事業年度の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により、それぞれの発生事業年度から処理しております。

また、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度は前払年金費用として計上しております。

当社の退職給付制度は、確定給付企業年金制度（基金型および規約型）を採用しております。

(6) 役員退任慰労引当金

（追加情報）

従来、将来の役員退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退任慰労引当金として計上していましたが、平成19年11月20日開催の取締役会において、平成20年2月22日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退任慰労金制度を廃止することを決議するとともに、平成20年2月22日開催の定時株主総会において、取締役および監査役の退任時に、退任慰労金制度廃止日までの在任期間に応じた役員退任慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退任慰労金相当額の当事業年度末残高446百万円を固定負債の「その他の固定負債」として計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引および金利スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建仕入取引および借入金の利息

(3) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		105,185百万円
2. 偶発債務		
保証債務		2,198百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	流動資産	23,602百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	流動負債	18,495百万円
	固定負債	3百万円
5. 取締役及び監査役に対する金銭債務	固定負債	446百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益	23,222百万円
2. 関係会社に対する営業費用	101,410百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	410百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	自己株式の種類
	普通株式
前事業年度末株式数	2,627,519株
当事業年度増加株式数	1,049,499株
当事業年度減少株式数	0株
当事業年度末株式数	3,677,018株

(注) 当事業年度増加株式数は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき取得した1,042,100株および単元未満株式の取得による7,399株であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
売上割戻引当金	281百万円
賞与引当金	128百万円
未払社会保険料	102百万円
その他	852百万円
繰延税金資産（流動）小計	1,365百万円
評価性引当額	△ 666百万円
繰延税金資産（流動）合計	698百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付信託	1,442百万円
長期未払金	181百万円
ゴルフ会員権評価損	98百万円
その他	325百万円
繰延税金資産（固定）小計	2,048百万円
評価性引当額	△ 332百万円
繰延税金資産（固定）合計	1,715百万円
繰延税金資産合計	2,414百万円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用	△5,603百万円
買換資産圧縮記帳積立金	△1,579百万円
特別償却準備金	△ 13百万円
その他有価証券評価差額金	△ 695百万円
繰延税金負債（固定）計	△7,892百万円
繰延税金負債合計	△7,892百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△5,478百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	893	471	421
車両運搬具	594	285	309
ソフトウェア	38	24	13
機械装置	244	52	191
計	1,770	834	935

(2) 未経過リース料期末残高相当額	1 年 内	412百万円
	1 年 超	537百万円
	合 計	949百万円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
	支払リース料	551百万円
	減価償却費相当額	525百万円
	支払利息相当額	26百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱中島董商店 (注3)	東京都 渋谷区	50	各種加工食品の販売	直接11.6% 直接17.4% 間接 3.2%	役員4人	商品の仕入等	商品の仕入	21,744	買掛金	152
								製商品の販売	180	売掛金	47
								経費	424	その他の流動資産	55
										未払金	24
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱董花 (注4)	東京都 渋谷区	1,800	不動産賃貸業・リース業	(直接 3.2%)	役員1人	事務所の賃借	賃借料等	488	差入保証金 未払金 その他の固定負債	408 4 1
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱トウ・キュービー (注5)	東京都 渋谷区	10	通信販売業	直接40.0%	役員2人 従業員1人	製商品の販売および経費取引	製商品の販売	1,025	売掛金	185
								経費	6	その他の流動資産	5
										未払金	1
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱トウ・アドキュービー(注4)	東京都 渋谷区	4	サービス業	なし	従業員1人	経費取引および製商品の販売	経費	7,966	その他の流動資産 未払金	2 1,604
								製商品の販売	59	売掛金	15
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱ミナト商会 (注4)	東京都 港区	10	酒類・食品卸売業	なし	役員1人	製商品の販売、原料の仕入および経費取引	製商品の販売	135	売掛金	27
								原料の仕入	2	買掛金	0
								経費	2	未払金	1

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱トウ・ソリューションズ(注6)	東京都新宿区	90	コンピュータシステムの企画、販売、保守および運用支援	直接20.0%	役員2人	計算事務の委託他	経費	2,216	未払金 その他の固定負債	172 3
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱ユー商会(注7)	東京都渋谷区	10	損害保険代理業	なし	なし	事務所の賃借および経費取引	賃借料等 経費	99 134	差入保証金 未払金	108 0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱ティーアンドユー(注8)	東京都渋谷区	100	不動産賃貸業	(直接 1.3%)	役員1人	寮の賃借	福利厚生費	65	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 全ての取引については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 当社常務取締役中島周およびその近親者、ならびにこれらの者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の82.9%を直接保有しております。

(注4) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有しております。

(注5) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の60.0%を直接保有しております。

(注6) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の80.0%を直接保有しております。

(注7) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の100.0%を直接保有しております。

(注8) 当社常務取締役中島周およびその近親者が議決権の89.5%を直接保有しております。

2. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	キュービー タマゴ(株)	東京都 調布市	350	液卵・凍結卵等の製造および販売	直接88.0%	役員1人 従業員11人	商品および原料の仕入等	製品等の販売	10,423	売掛金	3,376
子会社	㈱カナエ フーズ	東京都 府中市	50	タマゴスブレッド・厚焼卵・錦糸卵等の卵加工品の製造および販売	直接88.0%	役員3人 従業員6人	商品の仕入	商品の仕入	7,928	買掛金	2,928
子会社	㈱菜華	東京都 青梅市	50	漬物の製造および販売	直接100.0%	役員1人 従業員4人	商品の仕入	資金の貸付 利息の受取	2,547 35	短期貸付金	2,847
関連会社	アヲハタ(株)	広島県 竹原市	644	缶詰類の製造および販売	直接15.7% 間接 0.4% (直接 0.0%)	役員2人	商品の仕入	商品の仕入	10,524	買掛金	2,440

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品等の販売および商品の仕入については、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 貸付金については、キャッシュ・マネジメント・システムの資金運用等に伴うものではありません。

また、取引金額については、平均貸付残高を記載しております。

(注3) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	778.20円
1株当たり当期純利益	23.40円

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月9日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹本 啓祐 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キューピー株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年1月9日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹本 啓祐 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キューピー株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年1月13日

キュービー株式会社 監査役会

常勤監査役	平 栗	康 夫	㊟
常勤監査役	池 田	則 生	㊟
社外監査役	石 黒	俊一郎	㊟
社外監査役	坂 井	一 郎	㊟
社外監査役	坂 本	導 聰	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第8条を削除するとともに、現行定款第9条以降の条数を各1条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第9条ないし第12条、第14条および第45条について所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては1年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けることといたしたく存じます。

2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年11月30日の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第43条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 剰余金の配当としての期末配当は毎年11月30日、中間配当は毎年5月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 剰余金の配当としての期末配当は毎年11月30日、中間配当は毎年5月31日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者にこれを行う。</p>
<p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>
<p>第48条 (条文省略)</p>	<p>第47条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>
(新 設)	<u>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u>

第2号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役全員（鈴木 豊、中島 周、佐々木克彦、奥村明男、小澤 貢、島 家時、長谷川峯夫、遠藤 貢、三宅峰三郎、橘 英文、佐藤重郎、好村 博、竹村茂樹、勝山忠昭および石川邦昭の15氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木 豊 (昭和24年12月6日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年11月 当社関東支店長 平成10年9月 当社家庭用調味料部長 平成12年7月 当社大阪支店家庭用次長 平成13年2月 当社取締役 当社大阪支店長 平成14年7月 当社経営企画室担当 平成15年2月 当社常務取締役 平成16年2月 当社代表取締役社長、現在に至る	24,700株
2	中島 周 (昭和34年9月26日生)	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年10月 株式会社中島董商店入社 同社経理部長 平成7年2月 同社取締役 平成9年2月 当社取締役 平成12年7月 当社法務部長 平成15年2月 株式会社中島董商店取締役副社長 平成17年2月 同社取締役、現在に至る 当社常務取締役、現在に至る 当社環境対策室長 同年7月 当社社会・環境推進室長、現在に至る	30,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
3	佐々木 克彦 (昭和21年3月8日生)	昭和39年3月 当社入社 昭和63年11月 当社社長室企画部長 平成7年12月 当社経営企画室(社長室を改称)企画部長 平成11年8月 当社経営企画室長 平成12年7月 ケイ・システム株式会社代表取締役社長 平成15年2月 当社管理本部長、現在に至る 平成16年2月 当社取締役 平成17年1月 KIFUKI U. S. A. CO., INC. 取締役社長、現在に至る 平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る	14,100株
4	奥村 明男 (昭和26年1月14日生)	昭和48年3月 当社入社 平成6年8月 当社横浜支店長 平成8年10月 当社東京支店家庭用次長 平成9年9月 株式会社中島董商店入社 平成14年10月 同社食品本部長 平成15年2月 同社取締役 平成17年2月 当社取締役 当社営業統括 平成19年2月 当社常務取締役、現在に至る	7,000株
5	小澤 貢 (昭和21年3月18日生)	昭和39年3月 当社入社 平成11年8月 当社経営企画室グループ生産担当部長 平成13年10月 株式会社カナエフーズ取締役 平成15年1月 同社代表取締役社長 平成19年2月 当社取締役 平成20年2月 当社常務取締役、現在に至る	6,900株
6	島家 時 (昭和22年3月22日生)	昭和47年3月 株式会社中島董商店入社 同年12月 当社入社 平成7年12月 当社福岡支店長 平成9年9月 当社東京支店家庭用次長 平成13年2月 当社取締役、現在に至る 当社東京支店長 平成17年2月 当社広報室長、現在に至る	15,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
7	遠藤 貢 (昭和23年3月19日生)	昭和47年1月 三英食品販売株式会社入社 昭和62年2月 同社取締役 平成2年12月 当社入社 当社外食営業部長 平成12年7月 当社広域営業部長 平成13年2月 当社取締役、現在に至る 平成14年7月 当社業務用営業本部長 平成16年7月 当社マーケティング本部長 平成17年7月 当社商品開発本部長、現在に至る	17,174株
8	三宅 峰三郎 (昭和27年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年9月 当社横浜支店長 平成10年9月 当社関東支店長 平成13年7月 当社家庭用営業部長 平成14年7月 当社家庭用営業本部長 平成15年2月 当社取締役、現在に至る 平成16年7月 当社営業統括 平成17年2月 当社東京支店長 平成20年9月 当社広域営業本部長、現在に至る	9,233株
9	橋 英文 (昭和26年2月15日生)	昭和49年3月 当社入社 平成11年8月 当社経営企画室企画部長 平成12年7月 当社経営企画室長 平成14年7月 当社営業企画室長 平成16年7月 当社人事本部長、現在に至る 平成17年2月 当社取締役、現在に至る	8,600株
10	佐藤 重郎 (昭和24年3月7日生)	昭和42年3月 当社入社 平成6年11月 株式会社デイリーメイト代表取締役社長 平成14年10月 同社取締役 デリア食品株式会社専務取締役営業本部長 平成17年7月 デリア食品株式会社代表取締役社長 平成20年2月 当社取締役、現在に至る	4,200株
11	好村 博 (昭和26年1月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成12年7月 当社名古屋支店長 平成18年11月 当社家庭用営業本部長 平成20年2月 当社取締役、現在に至る 当社営業統括、現在に至る 平成20年9月 当社家庭用本部長、現在に至る	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
12	竹村茂樹 (昭和31年9月15日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年7月 当社営業本部商品部ジャム・調理食品グループリーダー 平成14年7月 当社泉佐野工場長 平成16年11月 鳥栖キューピー株式会社代表取締役社長 平成18年11月 当社生産本部副本部長 平成20年2月 当社取締役、現在に至る	2,300株
13	勝山忠昭 (昭和32年12月1日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年7月 当社仙川工場長 平成16年7月 当社生産本部副本部長 平成17年7月 当社生産本部長、現在に至る 平成20年2月 当社取締役、現在に至る	3,500株
14	石川邦昭 (昭和21年6月6日生)	昭和45年3月 株式会社中島董商店入社 昭和47年12月 当社入社 昭和57年3月 Q&B FOODS, INC. 取締役社長 平成7年11月 当社海外事業部米国チームリーダー 平成10年9月 当社海外事業本部副本部長 平成11年2月 当社取締役、現在に至る 平成16年7月 当社海外事業本部長 同年10月 Q&B FOODS, INC. 取締役会長、現在に至る 平成17年2月 株式会社中島董商店常務取締役 平成19年2月 同社専務取締役 平成20年11月 同社取締役社長、現在に至る	18,243株
15	和田義明 (昭和28年8月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社研究二部長 平成13年7月 当社研究一部長 平成15年7月 当社研究所商品開発センター長 平成18年3月 当社品質保証本部長、現在に至る	2,500株

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役14名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額37,200,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号

東京国際フォーラム ホールA

電話 (03)5221-9000



(交通のご案内)

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

ご参考

JR	東京駅・丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅5番出口より地下1階にて連絡)	東京メトロ日比谷線 日比谷駅より徒歩5分 銀座駅より徒歩6分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩7分 京橋駅より徒歩7分	東京メトロ千代田線 二重橋前駅より徒歩5分 日比谷駅より徒歩7分
東京メトロ丸の内線	銀座駅より徒歩5分	都営地下鉄三田線 日比谷駅より徒歩5分

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。